

令和3年度における入札・契約制度の改正について

本市では、入札・契約手続きの公平性・透明性・競争性をより一層確保するとともに、適正な履行確保と事務の効率化を目指して入札・契約制度の改正を行って参りました。令和3年度においても、以下のとおり入札・契約制度について改正を行います。

I 最低制限価格について

- 建設工事における最低制限基本価格を下記のとおり変更します。

【現行】

業種に応じて、表中の算出式を基準に最低制限基本価格を算出します。

工事の種類	算出式
土木・ほ装・鋼構造物・造園工事	$[直接工事費] \times 97\% + [共通仮設費] \times 90\% + [現場管理費] \times 90\% + [一般管理費] \times 55\%$
建築・電気・管工事	$\{直接工事費 - (直接工事費 \times 10\%)\} \times 97\% + [共通仮設費] \times 90\% + \{現場管理費 + (直接工事費 \times 10\%)\} \times 90\% + [一般管理費] \times 55\%$
設計金額の項目に機器費を計上している機械設備・電気設備工事等 (プラント設備工事等)	$\{(機器費 \times 60\%) + 直接工事費\} \times 97\% + \{(機器費 \times 10\%) + 共通仮設費\} \times 90\% + \{(機器費 \times 20\%) + 現場管理費\} \times 90\% + \{(機器費 \times 10\%) + 一般管理費\} \times 55\%$
その他の工事	$[直接工事費] \times 92\% + [共通仮設費] \times 90\% + [現場管理費] \times 90\% + [一般管理費] \times 55\%$

※ これによることができない場合は、個別に設定します。

※ 予定価格の各費目に率を乗じた額の合計額が予定価格の70%を下回った場合は、予定価格に70%を乗じた額、90%を超えた場合は、予定価格に90%を乗じた額を最低制限基本価格とします。

※ 算出した金額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた金額を最低制限基本価格とします。



【変更後】

※ 予定価格の各費目に率を乗じた額の合計額が予定価格の75%を下回った場合は、予定価格に75%を乗じた額、92%を超えた場合は、予定価格に92%を乗じた額を最低制限基本価格とします。

II 調査基準価格について

- 建設工事における調査基準価格を下記のとおり変更します。

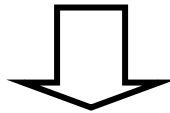
【現行】

業種に応じて、表中の算出式を基準に調査基準価格を算出します。

工事の種類	算出式
土木・ほ装・鋼構造物・造園 工事	[直接工事費] × 97% + [共通仮設費] × 90% + [現場管理費] × 90% + [一般管理費] × 55%
建築・電気・管工事	{直接工事費 - (直接工事費 × 10%)} × 97% + [共通仮設費] × 90% + {現場管理費 + (直接工事費 × 10%)} × 90% + [一般管理費] × 55%
設計金額の項目に機器費を 計上している機械設備・電 気設備工事等 (プラント設備工事等)	{(機器費 × 60%) + 直接工事費} × 97% + {(機器費 × 10%) + 共通仮設 費} × 90% + {(機器費 × 20%) + 現場管理費} × 90% + {(機器費 × 10%) + 一般管理費} × 55%
その他の工事	[直接工事費] × 92% + [共通仮設費] × 90% + [現場管理費] × 90% + [一般管理費] × 55%

※ これによることができない場合は、個別に設定します。

※ 予定価格の各費目に率を乗じた額の合計額が予定価格の70%を下回った場合は、予定価格に70%を乗じた額、90%を超えた場合は、予定価格に90%を乗じた額を最低制限基本価格とします。



【変更後】

※ 予定価格の各費目に率を乗じた額の合計額が予定価格の75%を下回った場合は、予定価格に75%を乗じた額、92%を超えた場合は、予定価格に92%を乗じた額を最低制限基本価格とします。

III 最低制限価格(調査最低制限価格)の特例について

- 最低制限価格(調査最低制限価格)の特例適用について下記のとおり変更します。

現行
・すべての入札金額が、最低制限基本価格にランダム係数を乗じて算出した価格を下回った場合は、最低制限基本価格を最低制限価格とします。(ただし、最低制限基本価格以上の入札がある場合に限りです。)
変更後
・ <u>予定価格以下の</u> すべての入札金額が、最低制限基本価格にランダム係数を乗じて算出した価格を下回った場合は、最低制限基本価格を最低制限価格とします。(ただし、最低制限基本価格以上の入札がある場合に限りです。)

※ 低入札価格調査制度を適用する場合は、「最低制限価格」を「調査最低制限価格」に、「最低制限基本価格」を「調査最低制限基本価格」にそれぞれ読み替えて適用します。

IV 入札結果の公表について

- 総合評価落札方式における評価値の基となる加算点の内訳について、落札者決定後に全入札者の加算点を評価区分（施工計画にあつては、評価項目）ごとに公表します。

V 入札・契約に係る書類の押印廃止について

- 入札・契約に係る下記の書類において、押印の省略を可能とします。

対象となる書類
<ul style="list-style-type: none">・暴力団排除に関する誓約書・工事着手届及び現場代理人等選任届・工事等完了・進捗届・工事等目的物引渡書・前金払・中間前金払申請書・中間前金払認定請求書・中間前金払・部分払選択届

※ 従前どおり押印のうえ提出することもできます。

VI 主任技術者の資格要件の変更について

- 対象工事：契約金額が3,500万円以上となる工事において、配置予定技術者として専任の主任技術者を届け出る場合
変更点：当該工事について必要な資格要件に実務の経験を用いることができなくなります。

VII 実施時期について

- 令和3年4月7日以降に指名又は公告する案件より